

## 三田市救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者や障害者世帯等に対し、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット（以下「キット」という。）を配布するため、必要な事項を定めることにより、もって市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、自治区・自治会を最小単位として、自治区・自治会、民生委員・児童委員及び自主防災組織その他この事業に取り組むために組織された配布対象地域内の団体とする。ただし、次の基準を満たす事を要件とする。

- (1) 事業の主旨を理解し、地域主体となって事業に取り組むこと。
- (2) 事業を通じて知り得た個人情報、事業に関係しない者に知られないよう、適正に管理できること。

### (使用者)

第3条 キットの配布を受けることができる者（以下「使用者」という。）は、三田市内に居住するひとり暮らし又はこれに準ずる世帯の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障害がある者
- (3) その他市長が適当と認める者

### (事業内容)

第4条 実施主体は、キットの配布活動を通じて、ひとり暮らしの高齢者や障害者世帯等の緊急時の情報伝達に対する安心を高め、迅速な救急活動につなげ、地域の福祉・防災活動の高揚、意識浸透を図るものとする。

- 2 使用者は、救急医療情報用紙に、かかりつけ医や持病、緊急連絡先などを記入し、緊急時の備えとして家屋内の分かりやすい場所にキットを保管する。
- 3 市長は、事業の進め方について、必要な事項を定め、実施主体へキットを提供する。

### (申請、決定及び通知)

第5条 実施主体は、この事業を実施しようとするときは、三田市救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業登録申請書に地域での配布計画等を記入し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに要否の決定を行い、その結果を三田市救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業登録決定・却下通知書により通知しなければならない。

(交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録の決定を受けた実施主体（以下「登録団体」という。）に対し、キットを交付する。

2 キットの交付数は、登録団体から申請された使用者の概数を勘案し、市長が決定する。

3 市長は、破損、紛失等再配布の必要があると認めるときは、登録団体にキットを再交付することができる。

(キットの内容)

第7条 交付するキットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急医療情報用紙
- (3) 記載例
- (4) ステッカー3枚
- (5) マグネットシール

(費用負担)

第8条 キットは、無償で交付する。

(配布結果報告書の提出)

第9条 登録団体は、キットの配布後、配布結果報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。